

### 大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和3年度 一部改正 内容一覧

No.	項目	改正内容	改正後	改正前	条文	施行日	
(1)	結核医療給付金の支給要件に係る区分年齢の改正	成人年齢が20歳から18歳に変更となることに伴い、結核医療給付金の支給要件である特別区民税が課されない者を区分する年齢を改正する。	18歳	20歳	第12条	令和4年4月1日	
(2)	国民健康保険料(基礎分)の料率等	賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の所得割率	100分の7.16	100分の7.13	第15条の4	令和4年4月1日	
		被保険者均等割の1人当りの金額(年額)	42,100円	38,800円			
		賦課限度額	650,000円	630,000円	第15条の8		
		被保険者均等割額から減額する額	7割	29,470円	27,160円		第19条の2
5割	21,050円		19,400円				
2割	8,420円	7,760円					
(3)	国民健康保険料(後期高齢者支援金分)の料率等	賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の所得割率	100分の2.28	100分の2.41	第15条の12	令和4年4月1日	
		賦課限度額	200,000円	190,000円	第15条の16		
(4)	国民健康保険料(介護分)の料率等	賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の所得割率	100分の2.29	100分の2.36	第16条の4	令和4年4月1日	
		被保険者均等割の1人当りの金額(年額)	16,600円	17,000円			
		被保険者均等割額から減額する額	7割	11,620円	11,900円		第19条の2
			5割	8,300円	8,500円		
2割	3,320円	3,400円					
(5)	納付義務者に対して課する保険料の額	基礎賦課額から各号アに定める額を減額して得た額の賦課限度額	650,000円	630,000円	第19条の2	令和4年4月1日	
		後期高齢者医療支援金賦課額から各号イに定める額を減額して得た額の賦課限度額	200,000円	190,000円			
(6)	未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置の導入により新設	納付日義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である未就学児がいる場合の未就学児1人につき追加して減額する均等割額	7割	8,295円 基礎分6,315円+後期高齢者支援金分1,980円	第19条の4	令和4年4月1日	
			5割	13,825円 基礎分10,525円+後期高齢者支援金分3,300円			
			2割	22,120円 基礎分16,840円+後期高齢者支援金分5,280円			
			非該当	27,650円 基礎分21,050円+後期高齢者支援金分6,600円			

<<新旧対照表>>

○大田区国民健康保険条例新旧対照表(案)

新	旧
<p>○大田区国民健康保険条例 昭和34年11月20日 条例第15号</p> <p>第1条から第11条まで(略) (結核・精神医療給付金)</p> <p>第12条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項(同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。以下同じ。)の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあつた月の属する年度(結核医療給付金の申請のあつた月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の特別区民税(市町村民税を含むものとし、地方税法(昭和25年法律第226号)第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下この条において同じ。)が課されない者(条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。)である場合に支給する。</p> <p>(1) <u>18歳</u>以上の被保険者 当該被保険者</p> <p>(2) <u>18歳</u>未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主</p> <p>2から6まで(略)</p> <p>第13条から第14条の2まで(略) (一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の2及び第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基</p>	<p>○大田区国民健康保険条例 昭和34年11月20日 条例第15号</p> <p>第1条から第11条まで(略) (結核・精神医療給付金)</p> <p>第12条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項(同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。以下同じ。)の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあつた月の属する年度(結核医療給付金の申請のあつた月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の特別区民税(市町村民税を含むものとし、地方税法(昭和25年法律第226号)第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下この条において同じ。)が課されない者(条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。)である場合に支給する。</p> <p>(1) <u>20歳</u>以上の被保険者 当該被保険者</p> <p>(2) <u>20歳</u>未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主</p> <p>2から6まで(略)</p> <p>第13条から第14条の2まで(略) (一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」と</p>

新	旧
<p>基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オからカまで(略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>アからウまで(略)</p> <p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>第14条の4から第15条の3まで(略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.16</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第</p>	<p>いう。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オからカまで(略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>アからウまで(略)</p> <p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>第14条の4から第15条の3まで(略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.13</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第</p>

新	旧
<p>29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万2,100円</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>第15条の5から第15条の7まで(略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条、<u>第19条の2及び第19条の4</u>において同じ。）は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の2<u>及び第19条の4</u>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の</p>	<p>29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>3万8,800円</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>第15条の5から第15条の7まで(略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条<u>及び</u>第19条の2において同じ。）は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の</p>

新	旧
<p>規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>第15条の10及び第15条の11(略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.28</u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2)(略)</p> <p>第15条の13から第15条の15まで(略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2及び第19条の4において同じ。)は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p> <p>第16条から第16条の3まで(略)</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.29</u>(介護納付金賦課総額の100分の58に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定</p>	<p>規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>第15条の10及び第15条の11(略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.41</u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2)(略)</p> <p>第15条の13から第15条の15まで(略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、<u>19万円</u>を超えることができない。</p> <p>第16条から第16条の3まで(略)</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.36</u>(介護納付金賦課総額の100分の58に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定</p>

新	旧
<p>する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>1万6,600円</u>(介護納付金賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>第16条の5から第18条まで(略)</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納付額)</p> <p>第18条の2(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>第19条</u>、第19条の2及び<u>第19条の4</u>の規定により、賦課期日後に納付義務が発生した場合における各納期の納付額及び既に賦課した保険料の賦課額が変更となる場合における変更後の各納期の納付額については、規則で定める。</p> <p>第18条の3(略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は一世帯に属する被保険者が法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の基礎賦課額、第15条の10若しくは第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額、第16条の2の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額<u>若しくは第19条の4各号に定める額</u>の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少</p>	<p>する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>1万7,000円</u>(介護納付金賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>第16条の5から第18条まで(略)</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納付額)</p> <p>第18条の2(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>次条</u>、第19条の2及び<u>第24条の3</u>の規定により、賦課期日後に納付義務が発生した場合における各納期の納付額及び既に賦課した保険料の賦課額が変更となる場合における変更後の各納期の納付額については、規則で定める。</p> <p>第18条の3(略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は一世帯に属する被保険者が法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の基礎賦課額、第15条の10若しくは第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額、第16条の2の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、</p>

新	旧
<p>した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は一世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p>	<p>その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は一世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p>
<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の基礎賦課額、第15条の10若しくは第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額、第16条の2の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額若しくは第19条の4各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p>	<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の5の基礎賦課額、第15条の10若しくは第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額、第16条の2の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p>
<p>（低所得者の保険料の減額）</p>	<p>（保険料の減額）</p>
<p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>	<p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>
<p>（1）（略）</p>	<p>（1）（略）</p>
<p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について<u>2万9,470円</u></p>	<p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について<u>2万7,160円</u></p>
<p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について9,240円</p>	<p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について9,240円</p>

新	旧
ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,620円</u>	ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万1,900円</u>
(2) (略)	(2) (略)
ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万1,050円</u>	ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万9,400円</u>
イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について6,600円	イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について6,600円
ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,300円</u>	ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,500円</u>
(3) (略)	(3) (略)
ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>8,420円</u>	ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>7,760円</u>
イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2,640円	イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2,640円
ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,320円</u>	ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,400円</u>
第19条の3 (略)	第19条の3 (略)
<u>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</u>	
<u>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u>	
<u>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u>	
<u>ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,315円</u>	
<u>イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万525円</u>	



新	旧
<p> <u>ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万6,840円</u>  <u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万1,050円</u>  (2) <u>後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u>  <u>ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,980円</u>  <u>イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,300円</u>  <u>ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,280円</u>  <u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,600円</u>  第20条から第29条まで（略）  <u>付 則</u>  <u>(施行期日)</u>  1 <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u>  <u>(経過措置)</u>  2 <u>この条例による改正後の第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の9、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第18条の2、第19条、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u> </p>	<p>第20条から第29条まで（略）</p>